

# UWB 無線システムの 干渉を軽減する機能に係る経過措置期間が 平成 22 年 12 月 31 日までに 延長されました。

平成 20 年 8 月 29 日付の官報にて、干渉を軽減する機能を有さない UWB 無線システムの 4.2～4.8GHz 帯についての経過措置の期限が「平成 20 年 12 月 31 日まで」から「平成 22 年 12 月 31 日まで」に改正されました。

本改正を受け弊社では、干渉を軽減する機能を有さない UWB 無線システムの 4.2～4.8GHz 帯において、引き続き -41.3dBm/MHz までの出力の範囲で使用可能として、平成 22 年 12 月 31 日まで認証を実施いたします。

本経過措置の詳細は次のとおりです。

	平成 22 年 12 月 31 日まで		-
DAA 機能	無	無	有
周波数	3.4GHz~4.2GHz	4.2GHz~4.8GHz	3.4GHz~4.8GHz
空中線電力(平均電力)	-70dBm/MHz	-41.3dBm/MHz	-41.3dBm/MHz
空中線電力(尖頭電力)	-30dBm/50MHz	0dBm/50MHz	0dBm/50MHz

この範囲の経過措置の期限が変更になりました



お問合せ先:

株式会社ディーエスピーリサーチ 認証部 土居広明

[doi@dspir.co.jp](mailto:doi@dspir.co.jp) 078-940-0129(DID) 078-940-0378(FAX)